

國學院大學學術情報リポジトリ

『論語』 「古諺」 研究序説：説得様式と思想的価値

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 柴崎, 一孝 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000896

『論語』 「古諺」 研究序説

説得様式と思想的価値

柴 崎 一 孝

一、前言

「古諺」研究の代表的成果である『古諺論』によれば、「古諺」及び「古謠」は、先秦期と関わる文献に限っても、『春秋左氏傳』『國語』『論語』『韓非子』『莊子』などにまで幅広く見える。¹⁾ また、本邦における「古諺」に関する先行研究としては、小倉芳彦氏の論説がある。²⁾ 詳細は後述するが、論中では、『春秋左氏傳』（以下『左傳』と略称する）と『史記』に関しては、「古諺」及び「古謠」が論争における説得に用いられる重要な様式だとする。

本研究は、『論語』に見える「古諺」に着目し、思想的価値を論じることを目的とする。そこで、本稿では、ひとまず様式を検討する。

今回『論語』を取り上げる理由は次の二点である。

第一に、扱われている時期が古いため、古諺研究の序説として研究する対象として適切であり、且つ今後研究を展開する上で指針となるからである。

第二に、『論語』は『漢書』『芸文志』によれば「論語なる者は、孔子弟子時人に應答し及た弟子相與に言ひて夫子に接聞するの語なり。當時弟子各、記す所有り。夫子の既に卒するや、門人相與に輯めて論纂す、故に之を論語と謂ふ（論語者、孔子應答弟子時人及弟子相與言而接聞於夫子之語也。當時弟子各有所記。夫子既卒、門人相與輯而論纂、故謂之論語）」とある。³⁾ この言説によれば、『論語』は孔子が弟子や当時の人々と直接に応答した際の言動を蒐集した言行録だと分かる。故に、主として問答形式によって記録されたのである。したがって、小倉芳彦氏という通り「古諺」及び「古謠」が論争における説得の重要な様式な

のであれば、「問答における対話の形式」を採る『論語』においても同様の様式が含まれる可能性が高いと考えられるからである。

『論語』における「古言」「古語」研究として、最も重要視しなければならぬのは、荻生徂徠『論語徵』であろう。該書は『論語』に見える「古諺」に着目して、論語の創見に富む解釈を成したことで有名である。この点に関しては、岩橋遵成氏にも言及があるが、詳細は專書に譲る。本稿では、荻生徂徠『論語徵』における「古言」「古語」の研究成果を援用する。そして、原拠文献中の用法・意義の考察を通して、様式を検討することを目的とする。なお本稿では、ひとまず、「古諺」「古言」「古語」を「古より伝承されてきた成句」と規定し、類似した概念とする。本稿における「様式」は「形式と内容とが相伴う型」と定義する。

二、先行研究概観と本稿の研究手法

日本と中国における「古諺」を主題とする研究成果は、小倉芳彦氏「諺の引用―『左傳』と『史記』の場合―」⁽⁶⁾がある。本論文は、『左傳』『史記』に引用される「古諺」に着目した上で、「古諺」が論争の中における説得の際に用

いられる重要な「様式」だと指摘するものである。しかし、『左傳』『史記』引用の「古諺」に限定する。そのため、「古諺」全体に関する言及はないが、後述する通り、「古諺」研究において示唆的な指摘が種々認められる。小倉氏の論文は、「古諺」を検討する上で価値ある先行論文といえる。小倉氏によれば、『左傳』の範囲では、記事中に引用される「古諺」は、二種に大別される。第一に、特定の形式を有する場合である。第二に、特定の形式を具えずとも、明らかに引用だと推測できる場合である。続けて、『左傳』における「諺」の引用意図に関して、『左傳』の「諺」を引く意図は、大きく言つて、(一)相手の自戒を諷諭的に促す場合と、(二)窮地に立つて相手に反論する場合とに分けられる。」⁽⁷⁾と言及する。

しかし、「相手の自戒を諷諭的に促す場合」に限っては、抽象的な概念である。この概念を咀嚼すれば、「相手から遠回りに論される自分で自分を戒める行為の場合」となる。つまり、「自戒」と「諷諭」とは相反する概念であり、言説の意として成立しえないと分かるであろう。したがって、小倉氏の言説は概念として認められない。

先のように、小倉氏の論文は、概念規定の抽象性を問題として残す。しかし『左傳』の「古諺」引用は、「様式」

であることが明らかにされる。

以上の論証は、筆者の研究対象においても有用である。なぜならば、この「様式」が『左傳』『史記』『漢書』のみならず、「古諺」引用の「様式」として、同時代に発想された可能性が示唆されるからである。

続いて、本稿の研究方法に関して言及する。「古諺」研究を進める上で、小倉氏の論文は、「古諺」研究において「様式」を発見するという確かな成果を残した小倉氏の研究方法を採る。この方法は、「古言」「古語」が『論語』内でのように使用されるのか、形式・対象・目的と類別して検討するものである。

本稿では、その研究方法により、『論語』に見える「古諺」に着目し、様式を検討する。

三、荻生徂徠『論語微』摘録の「古言」「古語」

三―一 『論語微』執筆時期の荻生徂徠の事蹟

『論語微』執筆時期の荻生徂徠は、中国明代の李攀竜・王世貞の「古文辞」の影響を多分に受けた。そして、その「古文辞」を利用して古経に迫る「古文辞学」を標榜し、『論

語微』を成稿させた⁽⁸⁾。徂徠が「古文辞」を古経に利用したのは、「今言」とは異なる古代の言語「古言」を知ることにより、「道」（すなわち「先王の道」「聖人の道」）を正確に知ることが可能になるためである⁽⁹⁾。

また、この「古文辞学」という研究方法は、『論語』においても有用だと徂徠は考えていたようである。『論語微』「題言」に「余古文辞を學ぶこと十年、稍稍にして古言有るを知る。古言明らかにして後に古義定む。先王の道得て言ふべきのみ（余學古文辞十年、稍稍知有古言。古言明而後古義定。先王之道可得而言已）」とあるのがその証左である。

三―二 『論語微』解説

『論語微』は逐解的な方法はとらず、一章ごとに古注・新注や邦儒などの諸説の当否を論じる。また、徂徠は時代が下るにつれて古義が失われると考え、古注に「古言」の正しい意味が含まれると多く評価していたようである。それ故に、古代の言語「古言」の古義を重要視しない立場である、邢昺『論語註疏』、朱熹『論語集注』、伊藤仁齋『論語古義』は批判の対象となり、排撃されたのである⁽¹⁰⁾。

この他にも、韓愈『論語筆解』や明代の注釈が引かれる

場合もある。「古言」を尊重しつつも幅広く説を引用し、諸説の当否に關して言及することも本書の一つの特徴であろう。

なお、劉寶南『論語正義』にも「物茂卿論語徵云……」と引かれ、清代の學者にも受け入れられた。⁽¹²⁾ 日本でも『論語徵』は後世へ多大な影響を及ぼした。それを示す例として、大江文城氏がまとめられた『論語徵』に關する書目一覽⁽¹³⁾を見れば、『論語徵』は多くの人々に受容され後世にも多大な影響を及ぼした書であったと分かる。

三―三 荻生徂徠『論語徵』摘録の「古言」「古語」

『論語徵』には、徂徠が「先王之法言⁽¹⁴⁾」と見做す「古言」「古語」が散見される。「古言」「古語」とは、經文中の特定の語を「古言」「古語」と解した上で、成句として引用していると解するのである。例えば、「其爲人也孝弟」章（『論語』「學而第一」）がある。左記に引用する。

【經文】

有子曰く、其の人と爲りや孝弟にして、而して上を犯すことを好む者は鮮し。上を犯すことを好まずして、而して亂を作すことを好む者は、未だ之れ有らざるな

り。君子は本を務む。本立ちて道生ず。孝弟は、其れ仁の本と爲るか、と。
有子曰、其爲人也孝弟、而好犯上者鮮矣。不好犯上、而好作亂者、未之有也。君子務本。本立而道生。孝弟也者、其爲仁之本與。⁽¹⁵⁾

（『論語集注』四八頁）

【注】

君子は本を務む。本立ちて道生ずは、蓋し古語、有子之を引く……

君子務本。本立而道生、蓋古語、有子引之……。

（『論語徵』三卷二〇頁）

この注によれば、「君子務本、本立而道生」は「古語」であり、有子はそれを引用したとする。

この例より、『論語徵』の「古言」「古語」は、經文中の特定の語を「古言」「古語」と解した上で、成句として引用していると認められる。なお、附表に本稿該当の「古言」「古語」一覽を掲出しているため、随時参照されたい。

三―四 「古言」「古語」の識別とその根拠

徂徠は「君子不重」章（『論語』「學而第一」）において「仁

齋先生は其の言の類せざるを疑い、以て一時の言に非ずと爲すは、皆孔子の古言を誦するを知らざるが故なり。屬辭比事は、豈に唯だ春秋のみならんや（仁齋先生疑其言不類、以爲非一時之言、皆不知孔子誦古言故也。屬辭比事、豈唯春秋哉）とする。この注によれば、徂徠は、仁齋の説を批判し、『論語』の章句を「屬辭比事」することにより、「古言」「古語」だと識別した。「屬辭比事」に関して、野間文史氏に、「經文の同類の記事を集めて原則を設定し、それをもとに孔子の真意を求めるといふもの。これを「屬辭比事（辭を屬ねて事を比ぶ）」という」と言及がある⁽¹⁸⁾。本稿における「屬辭比事」の定義はこれに従う。つまり、徂徠は、『論語』の章句を「屬辭比事」すること、⁽¹⁹⁾「古言」の多さを明らかにしたのである。したがって、「古言」「古語」と識別した手法は、「屬辭比事」である。

例として、「里仁爲美」章（『論語』「里仁第四」）の注を挙げる。左記に引用する。

【經文】

子曰く、仁に里るを美と爲す。撰びて仁に處らずんば、焉んぞ得知を得ん、と。

子曰、里仁爲美。撰不處仁、焉得知。

【注】

仁に里るを美と爲すは、古言にして、孔子之を引く。何となれば里を居と訓ずること、孟荀に徴すべし。仁に居るを里仁と曰ふは、孔子の時の言に非ず。故に其の古言爲ることを知るなり。撰びて仁に處らずんば、焉んぞ知を得んは、孔子の言なり。

里仁爲美、古言、孔子引之。何者里訓居、孟荀可徴焉。居仁曰里仁、非孔子時之言。故知其爲古言也。撰不處仁、焉得知、孔子之言也。

（『論語微』三卷一五九頁）

この注によれば、「里仁爲美」が「古言」であり、孔子はそれを引用した。「里」を「居」と訓ずるのは『孟子』『荀子』を見れば明らかである。「居仁」を「里仁」というのは、孔子の時の言ではない。だから「古言」だと理解した。下句「撰不處仁、焉得知、孔子之言也」は孔子の言である、とする。つまり、『論語』内で「居る」（「住む」意）を表現する際には、通常「居」や「處（處）」が使用され、「里」は使用されない。「里」が「居る」（「住む」意）で使用されるのは、『論語』内では、この一例しかない。また、下

句「撰不處仁、焉得知、孔子之言也」を孔子の言だとしたのは、「里仁爲美」では「里」であるのに対して、「撰不處仁」では「處」とされ、同一の意味であるはずが、異なる字で作られるためである。このため徂徠は、「里仁爲美」は「非孔子時之言」と見做している。なお、このような「古言」「古語」の識別に関しては、小川環樹氏も同様に指摘する。^⑨

今挙げた例のように、同類の言い回しに着目・類推し、そこから「古言」「古語」であるか否かを検討するのは、まさしく「屬辭比事」の手法だといえないだろうか。

以上を踏まえると、「古言」・「古語」たり得る根拠は一体どこにあるのが問題となろう。『論語微』内においてその明確な根拠は管見の限り見当たらない。

問題の所在でも言及したように、本研究は、『論語』に見える「古諺」に着目し、思想的価値を論じることが目的とする。そこで、本稿では、ひとまず様式を検討している。また、先行研究概観でも示したように『論語』における「古諺」に関する研究成果は極めて少ない。そのため、ひとまず「古諺」の使われ方（様式）に着目し、どのようなものが古諺とされるのかという全体の把握に努める。『論語微』「古言」「古語」の根拠は別稿で論じる。

次章では、『論語』における「古言」「古語」の引用様式について論じる。

四、『論語』における「古言」「古語」の引用様式

附表で掲出した通り、該当する「古言」「古語」を詳細に分析すると、およそ三類に大別できると考えられる。以下、順に言及する。

四―一 第Ⅰ類《「古言」・「古語」十解釈》

該当する「古言」「古語」を分析すると、三種に大別できる。第一に《「古言」・「古語」＋解釈》の場合である。第二に第一に類似する《解釈＋「古言」・「古語」》の場合である。そして、第三に《「古言」「古語」の專誦》の場合である。本稿における「專誦」とは「単独で「古言」「古語」が用いられる場合」を指す。順次検討する。

第一類の具体例として、「知者樂水」章（『論語』「雍也第六」）を挙げる。左記に引用する。

【經文】

子曰く、知者の樂しみは水、仁者の樂しみは山、知者

は動き、仁者は静かに、知者は楽しみ、仁者は壽ながし、と。

子曰、知者樂水、仁者樂山、知者動、仁者靜、知者樂、仁者壽。

〔《論語集注》九〇頁〕

【注】

知者の楽しみは水、仁者の楽しみは山と。此の二句は孔子の時の辭氣に非ず。蓋し古言なり。而して孔子之を誦す。下四句、乃ち孔子之を釋するなり。

知者樂水、仁者樂山。此二句非孔子時辭氣。蓋古言也。而孔子誦之。下四句、乃孔子釋之也。

〔《論語微》三卷二五八頁〕

この注によれば、「知者樂水、仁者樂山」は「古言」であり、下四句「知者動、仁者靜、知者樂、仁者壽」は、「古言」を解釈した句である。続いて、「克己復禮」章（《論語》「顏淵第十二」）を挙げる。なお「古言」「古語」の指摘は本章注ではなく、次章「仲弓問仁」章（《論語》「顏淵第十二」）において為されるため、そちらを次に引用する。

【經文】

顏淵仁を問ふ。子曰、己を克くして禮を復むは仁を為すなり。一日も己を克くして禮を復めば、天下仁に歸す。仁を為すこと己に由りて、而して人に由らんと。顏淵曰く、其の目を請ひ問ふと。子曰く、非禮視ること勿かれ、非禮聽くこと勿かれ、非禮言ふこと勿かれ、非禮動くこと勿かれと。顏淵曰く、回不敏と雖も、斯の語を事とせんと請ふ。

顏淵問仁。子曰、克己復禮為仁。一日克己復禮、天下歸仁焉。為仁由己、而由人乎哉。顏淵曰、請問其目。子曰、非禮勿視、非禮勿聽、非禮勿言、非禮勿動。顏淵曰、回雖不敏、請事斯語矣。

〔《論語集注》一三二一～一三三三頁〕

【注】

克己復禮と此章とは皆古語なり。故に皆請ふ斯の語を事とせんと曰ふ。……

克己復禮與此章皆古語。故皆曰請事斯語。

〔《論語微》四卷一三二二頁〕

この注によれば、「克己復禮」は「古語」である。筆者が考えるに、注には直接的言及はないが、下句「一日克己

復禮、天下歸仁焉。為仁由己、而由人乎哉」は孔子がその「古語」を解釈したものである。

以上、二例には、『古言』・「古語」＋解釈」という引用形式が認められる。

四―二 第二類《解釈十「古言」・「古語」》

第二類の具体例として、「人之過也」章（『論語』、「里仁第四」）を挙げる。左記に引用する。

【經文】

子曰く、人の過ちや、各々其の黨に於いてす。過ちを觀れば斯に仁を知ると。

子曰、人之過也、各於其黨。觀過斯知仁矣。

（『論語集注』七一頁）

【注】

過ちを觀れば斯に仁を知るとは、蓋し古語、而して孔子之を釋するなり……。

觀過斯知仁矣、蓋古語、而孔子釋之也……。

（『論語微』三卷 一七〇頁）

この注によれば、「觀過斯知仁矣」が「古語」であり、

上句「人之過也、各於其黨」は、孔子が解釈した。

同様の例として、「忠信篤敬」章（『論語』「衛靈公第十五」）がある。左記に引用する。

【經文】

子張行はれんことを問ふ。子曰く、言は忠信、行ひは篤敬ならば、蠻貊の邦と雖も行はれん。言忠信ならず、行ひは篤敬ならず、州里と雖も行はれん。立つときは、則ち其の參を前に見るなり。輿に在るときは、則ち其の倚を衡に見るなり。夫れ然して後に行はれんと。子張諸を紳に書す。

子張問行。子曰、言忠信、行篤敬、雖蠻貊之邦行矣。言不忠信、行不篤敬、雖州里行乎哉。立、則見其參於前也。在輿、則見其倚於衡也。夫然後行。子張書諸紳。

（『論語集注』一六三頁）

【注】

立つときは、則ち其の參を前に見るなり。輿に在るときは、則ち其の倚を衡に見るなり、此の二句は古語なり……。

立則見其參於前也、在輿則見其倚於衡也、此二句古語也……。

（『論語微』四卷二二六頁）

この注によれば、「立則見其參於前也、在輿則見其倚於衡也」は「古語」である。これもまた、上句の内容を受けて「古語」が発せられる。以上、二例には、第Ⅱ類《解釈＋「古言」・「古語」》の引用形式が認められる。

四―三 第Ⅲ類《「古言」・「古語」の專誦》

第Ⅲ類の具体例として、「林放問禮之本」（『論語』「八佾第三」）章を挙げる。左記に引用する。

【經文】

林放 禮の本を問ふ。子曰く、大いなるかな問ふこと。禮は其の奢らんより寧ろ儉せよ。喪は其の易ならんより寧ろ戚せよと。

林放問禮之本。子曰、大哉問。禮與其奢也寧儉。喪與其易也寧戚。

（『論語集注』六二頁）

【注】

禮は其の奢らんより寧ろ儉せよ。喪は其の易ならんより寧ろ戚せよは、蓋し古語、孔子直ちに其の本を語せず

して此れを引くは、放をして思ひて之を得しむるなり。禮與其奢也寧儉。喪與其易也寧戚、蓋古語、孔子直語其本而引此、使放思而得之。

（『論語微』三卷一〇三頁）

この注によれば、「禮與其奢也寧儉。喪與其易也寧戚」が「古語」であり、すぐに「禮」の本を語さず「古語」を引用したのは、林放に考えさせようとしたからである。

次に、「哀公問社於宰我」章（『論語』「八佾第三」）を挙げる。左記に引用する。

【經文】

哀公社を宰我に問ふ。宰我對へて曰く、夏后氏松を以てし、殷人柏を以てし、周人栗を以てすと。曰く、民をして戦栗せしむ。子之を聞きて曰く、成事は説かず、遂事は諫めず、既往は咎めずと。

哀公問社於宰我。宰我對曰、夏后氏以松、殷人以柏、周人以栗。曰、使民戰栗。子聞之曰、成事不説、遂事不諫、既往不咎。

（『論語集注』六六―六七頁）

【注】

成事は説かず、遂事は諫めず、既往は咎めず、三句は古語、孔子之を誦す。以て宰我を責む。

成事不説、遂事不諫、既往不咎、三句古語、孔子誦之。以て責宰我。

（『論語徵』三卷 一四五頁）

この注によれば、「成事不説、遂事不諫、既往不咎」は「古語」であり、孔子はそれを誦すことにより、宰我を責めた。

以上、二例より第三類《「古言」・「古語」の專誦》の引用形式の存在が認められる。

これまでの通り、「古言」・「古語」引用形式を検討した結果、第一類《「古言」・「古語」＋解釈》、第二類《解釈＋「古言」・「古語」》、第三類《「古言」・「古語」の專誦》の形式の存在が認められた。

この点に関しては、徂徠も「君子不重」章（『論語徵』「學而第一」）の注において「或ひは並びに引きて以て相ひ發し、或いは專誦し以て獨り行ふ（或並引以相發、或專誦以獨行）⁽²⁰⁾」とほぼ同様な見方を示す。

この言説によれば、第一類、第三類の形式が指摘される。しかし、第二類《解釈＋「古言」・「古語」》は、第一類《「古

言」・「古語」＋解釈》の「解釈」と「古言」・「古語」とが反転した形式である。つまり、新たな要素が加えられたわけではない。したがって、さほど問題にはならないであろう。

では、このような形式が採られる目的や対象はあるのか。あるとすれば、いかなる目的や対象を想定したのだろうか。次章では、「古言」・「古語」引用形式の目的と対象について論じる。

五、「古言」「古語」引用形式の目的と対象

論じるにあたり、前項で言及した三類の引用形式を踏まえ検討する。

まず、第一類《「古言」・「古語」＋解釈》で言及した「克己復禮」章（『論語』「顔淵第十二」）を再掲する。左記に引用する。以下、再掲に関しては原文のみを示す。

【經文】

顏淵問仁。子曰、克己復禮為仁。一日克己復禮、天下歸仁焉。為仁由己、而由人乎哉。顏淵曰、請問其目。子曰、非禮勿視、非禮勿聽、非禮勿言、非禮勿動。顏

淵曰、回雖不敏、請事斯語矣。

〔《論語集注》一三二～一三三頁〕

【注】

克己復禮與此章皆古語。故皆曰請事斯語。

〔《論語徵》四卷一三二頁〕

この注によれば、先述したように「克己復禮」が「古語」であり、形式的分類としては第Ⅰ類《古言》・「古語」＋「解釈」に該当する。

この章句では、「顔淵」と「孔子」とが問答し教えを請う。従って、このような形式が向けられる対象は、「門人」であり、目的は、教えを請うことである。

次に、第Ⅱ類《解釈》＋「古言」・「古語」に該当した「忠信篤敬」章（《論語》「衛靈公第十五」）を再掲する。左記に引用する。

【經文】

子貢問為仁。子曰、工欲善其事、必先利其器。居是邦也、事其大夫之賢者、友其士之仁者。

〔《論語集注》一六四頁〕

【注】

蓋事其大夫之賢者、友其士之仁者、亦古語而孔子稱之耳。

〔《論語徵》四卷一六四頁〕

この注によれば、先述したように「事其大夫之賢者、友其士之仁者」が古語であり、形式的分類としては第Ⅱ類《解釈》＋「古言」・「古語」に該当する。

この章句では、「子貢」と「孔子」とが問答し教えを請う。つまり、先例と同様に、対象は、「門人」であり、目的は、教えを請うことである。

最後に、第Ⅲ類《古言》・「古語」の專誦に該当した「哀公問社於宰我」章（《論語》「八佾第三」）を再掲する。左記に引用する。

【經文】

哀公問社於宰我。宰我对曰、夏后氏以松、殷人以柏、周人以栗。曰、使民戰栗。子聞之曰、成事不說、遂事不諫、既往不咎。

【注】

成事不說、遂事不諫、既往不咎、三句古語、孔子誦之。

〔《論語集注》六六～六七頁〕

以責宰我。

（『論語微』三卷 一四五頁）

この注によれば、「成事不説、遂事不諫、既往不咎」が「古語」であり、形式的分類としては第Ⅲ類『古言』『古語』『古語』に該当する。

この章句では、「宰我」の答えに対して「孔子」が責める。つまり、先の二例と同様に、対象が「門人」であり、目的は教えるである。

したがって、この三例に限って言えば、「古言」「古語」の引用形式は門人に対する教誨の際に用いられると考えられる。この点に関しては、徂徠も「孔子多く古言を誦して以て門人を誨ふ（孔子多誦古言以誨門人）」と指摘する。

また、附表を見ても、対象に門人が多いことは明らかである。なお、問題の所在において「様式」を「形式と内容とが相伴う型」と定義したが、三種に分類した「古諺」の引用形式は、門人への教誨という目的の際に用いられる。つまり、『論語』における古諺の引用は、小倉氏の論説にいう、「論争における説得の様式」となっているのではなく、「師と門人における教誨の様式」となっている。

次章では、その様式が、教誨のどのような章で使用され

るのかを具体例を挙げて論じる。

六、様式が使用される章句

六一 「仁」に関する章句

前項では、『論語』における古諺の引用は「師と門人における教誨の様式」に沿って行われることが分かった。また、附表を見ると「教誨」の多くは、後世でいうところの「四維八徳」に関することを主題とする。つまり、そのような徳を説くという重要な章で使用されるということは、「古諺」自体の尊重という態度が、通念として存在したことを示す。

そこで、本項では様式が使用される「仁」を説く章を論じる。具体例として、「里仁爲美」章（『論語』『里仁第四』）を再掲する。左記に引用する。

【經文】

子曰、里仁爲美。撰不處仁、焉得知。

（『論語集注』六九頁）

【注】

里仁爲美、古言。孔子引之、何者里訓居、孟荀可徵焉。居仁曰里仁。非孔子時之言。故知其爲古言也。撰不處仁、焉得知、孔子之言也。

(『論語徵』三卷 一五九頁)

この注によれば、「里仁爲美」が古語であり、以下の「撰不處仁、焉得知」が孔子の言である。この章句の内容は、「四維八徳」の中の「仁」に関するものである。次に、「人之過也」章(『論語』「里仁第四」)を再掲する。左記に引用する。

【經文】

子曰、人之過也、各於其黨。觀過斯知仁矣。

(『論語集注』七一頁)

【注】

觀過斯知仁矣、蓋古語、而孔子釋之也……。

(『論語徵』三卷 一七〇頁)

この注によれば、「觀過斯知仁矣」が「古語」であり、上の句の「人之過也、各於其黨」は、孔子が解釈した句で

ある。ここでの「古語」の内容も、「四維八徳」の中の「仁」に関するものである。

以上より、先述した古諺引用の様式は、「四維八徳」の中の「仁」に関する章に使用されると認められる。

六一二「禮」に関する章句

具体例として、「林放問禮之本」章(『論語』「八佾第三」)章を再掲する。左記に引用する。

【經文】

林放問禮之本。子曰、大哉問。禮與其奢也寧儉。喪與其易也寧戚。

(『論語集注』六二頁)

【注】

禮與其奢也寧儉。喪與其易也寧戚、蓋古語、孔子不直語其本而引此、使放思而得之。

(『論語徵』三卷 一〇三頁)

この注によれば、「禮與其奢也寧儉。喪與其易也寧戚」が「古語」であり、林放到「禮之本」を考えさせようとした。この章句の内容は、「禮」に関するものである。

以上より、先述した古諺引用の様式は、「四維八徳」の中の「禮」に関する章に使用されると認められる。

六一三「智」に関する章句

具体例として、「樊遲問仁」章（『論語』「顔淵第十二」）を挙げる。左記に引用する。

【經文】

樊遲 仁を問ふ。子曰く、人を愛す、と。知を問ふ。子曰く、人を知る、と。樊遲未だ達せず。子曰く、直きを舉げて諸を枉れるに錯くときは、能く枉れる者をして直からしむ、と。樊遲退き、子夏を見る。曰く、郷に吾れ夫子に見へて知を問ふ、子曰く、直きを舉げて諸を枉れるに錯くときは、能く枉れる者をして直からしむ、何と謂ふことぞ、と。子夏曰く、富なるかな言や。舜天下を有つとき、眾を選びて、皋陶を舉げしかば、不仁者遠し。湯天下を有つとき、眾を選びて、伊尹を舉げしかば、不仁者遠し、と。

樊遲問仁。子曰、愛人。問知。子曰、知人。樊遲未達。子曰、舉直錯諸枉、能使枉者直。樊遲退、見子夏。曰、郷也吾見於夫子而問知、子曰、舉直錯諸枉、能使枉者

直、何謂也。子夏曰、富哉言乎。舜有天下、選於眾、舉皋陶、不仁者遠矣。湯有天下、選於眾、舉伊尹、不仁者遠矣。

（『論語集注』一四〇頁）

【注】

直きを舉げて諸を枉れるに錯くは、蓋し古語。材を積むの道を言ふ者なり。直とは、材の良なる者なり。枉とは、材の不良なる者なり。直きを舉げて之を錯かば枉れるの上に、枉れる者は直き者の壓する所と爲りて自ら直きを謂ふなり。木材の良不良を以て人材に喩ふ。……

舉直錯諸枉、蓋古語。言積材之道者也。直者、材之良者也。枉者、材之不良者也。謂舉直而枉之乎枉之上、枉者爲直者所壓而自直也。以木材之良不良喩人材焉。……

（『論語微』三卷 一五三頁）

この注によれば、「舉直錯諸枉」が「古語」だとし、木材の良し悪しを人材に喩える。この章句の内容は、經文にあるように「仁」と「智」に関するものである。

以上より、先述した古諺引用の様式は、「四維八徳」の

中の「智」に関する章に使用されるとわかる。

六一四 「信」に関する章句

具体例として、「不逆詐」章（『論語』「憲問第一四」）を挙げる。

【經文】

子曰く、詐を逆へず、億からず信ぜられず。抑も亦た先覺する者、是れ賢ならん、と。

子曰、不逆詐、不億不信。抑亦先覺者、是賢乎。

（『論語集注』一五八頁）

【注】

詐を逆へず、億からず信ぜられず、蓋し古語なり……
不逆詐、不億不信、蓋古語也……

（『論語徵』四卷二〇五頁）

この言説によれば、「不逆詐、不億不信」は「古語」である。この章句の内容は「信」に関するものである。

以上より、先述した古諺引用の様式は、「四維八徳」の中の「信」に関する章に使用されると認められる。

六一五 「孝」に関する章句

具体例として、「父在觀其志」章（『論語』「學而第一」）を挙げる。

【經文】

子曰く、父在すときは其の志を觀、父没するときは其の行ひを觀、三年父の道を改むること無くして、孝と謂ふべし、と。

子曰、父在觀其志、父没觀其行、三年無改於父之道、可謂孝矣。

（『論語集注』五一頁）

【注】

父在すときは其の志を觀、父没するときは其の行ひを觀るは、人を觀るの法なり。然れども三年父の道を改むること無くして、孝と謂ふべし、則ち父没すと雖も、猶ほ未だ其の行ひを觀るべからざる者有るなり。此の上二句は蓋し古語。下の二句は孔子其の意を補へり。父在觀其志、父没觀其行、觀人之法也。然三年無改於父之道、可謂孝矣、則父雖没、猶有未可觀其行者也。此上二句蓋古語。下二句孔子補其意。

〔論語徵〕三卷四〇頁

〔論語徵〕三卷一八六頁

この注によれば、上二句「父在觀其志、父没觀其行」は「古語」であり、下句「三年無改於父之道、可謂孝矣」は孔子がその上二句の意を補ったものである。この章句の内容は、「四維八徳」の中の「孝」に関するものである。

次に、「三年無改於父之道」章〔論語〕「里仁第四」を挙げる。

【經文】

子曰く、三年父の道を改むること無くして、孝と謂ふべし、と。

子曰、三年無改於父之道、可謂孝矣。

〔論語集注〕七三頁

【注】

蓋し父在すときは其の志を觀、父没するときは其の行ひを觀るは、古言なり。三年父の道を改むること無くして、孝と謂ふべしも亦た古言なり。孔子或ひは並びに引き、或ひは單誦す。複出に非ず。

蓋父在觀其志、父没觀其行、古言也。三年無改於父之道、可謂孝亦古言也。孔子或並引、或單誦。非複出矣。

この注によれば、「父在觀其志、父没觀其行」と「三年無改於父之道、可謂孝」は「古言」だとする。この注を踏まえると、先ほど例示した「父在觀其志」章〔論語〕「學而第一」は、形式的分類として、第Ⅰ類《古言・古語》+「解釈」と示した。しかし、徂徠によれば、第Ⅲ類《古言》「古語」の專誦にもなり得るようである。どちらの形式を採用にしろ、「君子不重」章〔論語〕「學而第一」の「孔子多誦古言以誨門人」の目的において同類の意図を有すると考えられる。なお、この章句の内容も「四維八徳」の中の「孝」に関するものである。

したがって、先述した古諺引用の様式は、「四維八徳」の中の「孝」に関する章に使用されると認められる。

以上より、前述の様式は、「四維八徳」に関する内容を主題とし、「仁」「禮」「智」「信」「孝」のような徳目を説くという重要な章で使用される。つまり、『論語』の当時においては、門人を教誨する際、殊に「四維八徳」を説く際に、「古諺」引用という様式が用いられたのであろう。

したがって、これまでの検討を総合すれば、「古諺」自体の尊重という態度が、通念として存在したことを示す。ま

た、「古諺」には通常の話し言葉では持ち得ない効用を有するという一種の信頼及び理解が確かに存在した。筆者が鑑みるに、「古諺」には、訴求力を付加し、相手（聞き手）が納得せざるを得ないような状況を創出する。その上で、相手（聞き手）に教唆するという機能が具有されているのではないだろうか。

七、結論と今後の展望

本研究は、『論語』に見える「古諺」に着目し、思想的価値を論じることを目的とする。そこで、本稿では、まずは様式を検討した。『論語』における「古言」「古語」の引用形式を詳細に分析した結果、第Ⅰ類『古言』・「古語」＋解釈、第Ⅱ類『解釈』＋「古言」・「古語」、第Ⅲ類『古言』・「古語」の専誦の三類に大別ができた。

また、これらの「古言」「古語」の引用形式は、共通して「門人への教誨」という目的を有する。つまり、『論語』には、「師と門人における教誨の様式」が存在することが明らかとなった。

なお、その様式は、後世にいう「四維八徳」に関することを主題とし、「仁」「禮」「智」「信」「孝」のような徳目

を説くという重要な章で使用される。とするならば、「古諺」自体の尊重という態度が、通念として存在したことを示す。また、「古諺」には通常の話し言葉では持ち得ない効用を有するという一種の信頼及び理解が確かに存在した。なお、「古諺」には、訴求力を付加し、相手（聞き手）が納得せざるを得ないような状況を創出する。その上で、相手（聞き手）に教唆するという機能が具有されるのである。

本稿における問題を考察するにあたり、『論語徴』摘録の「古言」「古語」が根拠たり得るかは、別途検討しなければならぬ。

なお、『論語』における様式や「古諺」自体の尊重という態度が通念として存在したことを明らかにしたが、門人は「古諺」を素直に受け入れるであろうか。「古諺」そのものに、人を惹きつけるような求心力や訴求力があるのかは別途検討すべき問題であろう。その点は、尚古主義などの伝統性や「古諺」の音韻・句形などの表現を加味する必要がある。

その他に、多くは「古諺」の引用における対象者が門人であったが、一部、為政者を対象とするものも存在した。しかし、今回は対象を為政者とするものまで考察できなかった。全て今後の課題とする。

注

- (1) 杜文瀾『古諺』(中華書局、二〇〇〇年)を底本とする。例
えば、『論語』に「人而無恆、不可以作巫醫」(「子路第十三」)「南
人有言」(章)「鳳兮鳳兮、何德之衰。往者不可諫、來者猶可追。
已而已而。今之從政者殆而」(「微子第一八」)「往者不可諫」(章)
がある。
- (2) 小倉芳彦氏「諺の引用―『左傳』と『史記』の場合―」(東洋
史研究会『東洋史研究』第三十七卷 四號 所収 政経書院
一九七九年)
- (3) 『漢書』(二十四史點校本、中華書局、一九七〇年、一七一七頁)
卷三〇「藝文志第十」に同文あり。
- (4) 岩橋遵成氏『徂徠研究』(關書院、一九三四年、一八〇頁)の
「第一 倫理、哲學に關する著書(經學及び子類に關するもの)」
に『論語徵』に關して、岩橋氏と筆者が同様な指摘をする。
- (5) 他にも、趙燊璋氏『江戸日本の古文辞学と四書注釈』(南開大
学、二〇一九)が挙げられる。
- (6) 前掲二に既出。
- (7) 前掲二に既出。四頁。
- (8) 徂徠の事蹟に關しては、『先哲叢談』(原善/東條耕、松榮堂、
出版年未詳、一一四〜一二五頁)に採録される。
- (9) この点に關しては、小川環樹氏『荻生徂徠全集』四卷(みす
ず書房、一九七八年、七二六頁)に同様の言及がある。
- (10) 『論語徵』三卷 四頁
- (11) 前掲九(七二六〜七二七頁)に同様の言及がある。
- (12) 劉寶南『論語正義』(中華書局、二〇一二年、二七六頁)に同
文あり。
- (13) 藤塚隣氏『論語総説』(弘文館、一九五二年、二九一〜三六一頁)
第三篇「物徂徠著論語徵の清朝経師に及ぼせる影響」に詳しい。
- (14) 大江文城氏『本邦四書調點并に注解の史的研究』(關書院、
一九三五年、二八六〜二八九頁)
- (15) 小川環樹氏『荻生徂徠全集』第三卷、第四卷(みすず書房、
一九七六、一九七八年)以下、『論語徵』三卷、四卷の引用は本
書に從う。なお、書き下し文は参考とし、筆者が一部改めた箇
所がある。「里仁爲美」(章)『論語』「里仁第四」の徂徠注に「非
先王法言不敢道也」(『論語徵』三卷、一二二頁)とある。また、
他の章でも「仲弓問仁」(章)『論語』「顔淵第十二」の徂徠注「孔
子非先王法言不敢道者、可以見焉」(『論語徵』四卷、一五九頁)
とある。
- (16) 『論語徵』には經文が掲出されないため、『論語集注』(『四書
章句集注』所収『論語集注』新編諸子集成 中華書局、一九八三年)
から引用した。以下、『論語集注』の引用は本書に從う。
- (17) 『論語徵』三卷(三八頁)

- (18) 野間文史氏『春秋正義の世界』（溪水社、一九八九年、二三二頁）
(19) 『論語徴』四卷（七二九〜七三〇頁）「論語徴解題」に同様な指摘がある。しかし、徂徠における「古言」「古語」が「屬辭比事」による識別だという指摘ではない。

(20) 『論語徴』三卷（三八頁）

(21) 『論語徴』三卷（三八頁）

(22) 前掲二に既出。

(23) 土田健次郎氏『儒教入門』（東京大学出版会、二〇一六、二三頁）によると「四維」とは、礼・義・廉・恥の四徳であって、日本にはなじみが少ないが、いまでも台湾などでは八徳（仁・義・礼・智・忠・信・孝・悌）と並べて「四維八徳」としてしばしば使用される」とある。本稿における「四維八徳」は、この定義に従う。

〔キーワード〕「古諺」、「古諺語」、「論語」、「論語徴」、荻生徂徠

『論語微』及び『古語諺』における「古言」・「古語」・「古諺」 (附表)

* 「句形」は、「古言及び古語とされる文」の字数を数えたものである。

* 「形式」は、古言・古語を引用する『論語』の説得様式の形式。《「古言」・「古語」+解釈》を「Ⅰ類」、《解釈+「古言」・「古語」》を「Ⅱ類」、《「古言」・「古語」の專誦》を「Ⅲ類」で表記。

〔『論語微』に見える「古言」・「古語」〕

通番	篇名	章	古言・古語	古言及び古語とされる文	句形	形式	対象	主たる内容
1	學而	「其爲人也孝弟」章	古語	「君子務本。本立而道生」	4、5	Ⅰ類	專誦	仁・孝
2		「君子不重」章	古言	「君子不重則不減、學則不固」	7、4	Ⅰ類	門人	学
3		「父在觀其志」章	古語	「父在觀其志、父没觀其行」	5、5	Ⅰ類	專誦	孝
4	爲政	「舉直錯諸枉」章	古言	「舉直錯諸枉」	5	Ⅲ類	爲政者	仁・知 仁・知
5			古言	「舉枉錯諸直」	5			
6	八佾	「林放問禮之本」章	古語	「禮與其奢也寧儉、喪與其易也寧戚」	7、7	Ⅲ類	門人	礼
7		「哀公問社於宰我」章	古語	「成事不說、遂事不諫、既往不咎」	4、4、4	Ⅲ類	門人	礼
8	里仁	「里仁爲美」章	古言	「里仁爲美」	4	Ⅰ類	門人	仁
9		「人之過也」章	古語	「觀過斯知仁矣」	6	Ⅱ類	專誦	仁
10		「三年無改」章	古言	「三年無改於父之道、可謂孝矣」	8、4	Ⅲ類	門人	孝
11	雍也	「知者樂水」章	古言	「知者樂水、仁者樂山」	4、4	Ⅰ類	專誦	仁
12	述而	「三人行」章	古言	「三人行、必有我師」	3、4	Ⅰ類	專誦	師
13	泰伯	「篤信好學」章	古言	「篤信好學、守死善道」	4、4	Ⅰ類	專誦	道 道 道
14			古言	「危邦不入、亂邦不居」	4、4			
15			古言	「天下有道則見、無道則隱」	6、4			
16	先進	「由之瑟」章	古言	「升堂矣」	3	Ⅲ類	門人	道 礼・楽
17			古言	「入於室」	3			
18	顔淵	「顔淵問仁」章	古語	「克己復禮爲仁」	6	Ⅰ類	門人	仁
19		「仲弓問仁」章	古語	「門如見大賓、使民如承大祭」	5、6	Ⅲ類	門人	敬
20			古語	「己所不欲、勿施於人」	4、4			恕
21			古語	「在邦無怨、在家無怨」	4、4			仁
22			「片言可以折獄」章	古語	「片言可以折獄」			6
23	「樊遲問仁」章	古語	「舉直錯諸枉」	5	Ⅲ類	門人	仁・知	
24	子路	「葉公問政」章	古言	「近者說、遠者來」	3、3	Ⅲ類	爲政者	政
25		「南人有言」章	古の遺言	「人而無恆、不可以作巫醫」	4、6	Ⅰ類	專誦	德
26	憲問	「不逆許」章	古語	「不逆許、不億不信」	3、4	Ⅰ類	門人	信
27	衛靈公	「子張問行」章	古語	「立則見其參於前、在輿則見其倚於衡也」	7、9	Ⅱ類	門人	忠信篤敬
28		「子貢問爲仁」章	古語	「其大夫之賢者、友其士之仁者」	6、6	Ⅱ類	門人	仁
29	子張	「大德不踰閑」章	古語	「大德不踰閑、小德出入可也」	5、6	Ⅲ類	門人	德

【参考】

〔『古語諺』に見える「古諺」〕

通番	篇名	章	古言・古語	古言及び古語とされる文	句形	形式	対象	主たる内容
1	子路	「南人有言」章	古諺	「人而無恆、不可以作巫醫」	4、6	Ⅰ類	專誦	德